

広島県教育委員会訓令第4号

本 庁
地 方 機 関
県 立 学 校
学校以外の教育機関

広島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年三月二十三日

広島県教育委員会
教育長 平 川 理 恵

広島県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令

広島県教育委員会公印規程（昭和三十七年広島県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係） 種類	寸法	別表（第2条関係） 種類	寸法
1—3（略）	（略）	1—3（略）	（略）
3の2 教 育委員会 審理員印	〃		
4—10（略）	（略）	4—10（略）	（略）

附 則

この教育委員会訓令は、令和五年四月一日から施行する。